（報告事項　　）　　第1355回経営委員会資料

２０２０年6月9日

令和元年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて

1	業務報告書の法的位置付け

○放送法第７２条に基づき作成し、毎事業年度のＮＨＫの業務について対外的に報告する唯一の公式文書

○放送法第２９条第１項（第１号へ）に基づき経営委員会で議決

○６月末までに監査委員会の意見書を添えて総務大臣に提出し、一般に５年間供覧

○放送法で規定された業務について、当年度内に発生したその執行に関する事実をＮＨＫ自身の主観的な評価を加えることなく、正確に書き留めるべきもの

2	業務報告書の構成

○記載事項は、放送法施行規則第３０条で規定されており、例年、同条に準じた章立てにより記述　（別紙参照）

○記載内容については、各業務の主管部局が作成した原稿を基に、現在、経営企画局において、編集作業中

3	今後のスケジュール（予定）

６月１６日（火）　理事会・・・審議

６月２３日（火）　経営委員会・・・議決事項として付議

⇒監査委員会の意見を添付し、財務諸表とあわせて速やかに総務大臣に提出し、公表

＜提出後＞

総務大臣が意見を付して国会に報告　（秋以降の見込み）

別 紙

令和元年度業務報告書の構成（要旨）

第１章　事業の概況

元年度事業運営の概観
（経営計画を踏まえた事業運営、改正放送法への対応、新型コロナウイルス対策、第２章以下の各論の要約）

第２章　放送番組の概況

＜国内放送＞
【番組の編成】年度重点事項、各チャンネルの番組改定・放送時間 等
【番組の実施】各チャンネルの放送番組の実施状況（新設番組等）
【その他】放送番組審議会、番組の受賞

＜国際放送＞
【テレビジョン】邦人向け放送・外国人向け放送の編成、番組の実施
【ラジオ】邦人向け放送・外国人向け放送の編成、番組の実施
【その他】放送番組審議会、周知・視聴促進

＜海外への放送番組の提供、国際共同制作＞

＜インターネット活用業務＞
業務の内容（ＮＨＫプラスの開始等）、インターネット活用業務審査・評価委員会

第３章　放送番組に関する世論調査及び研究

【放送番組に関する世論調査】個人視聴率調査、メディアに関する世論調査 等
【放送に関する調査研究】デジタル時代のメディア、放送用語、海外事情等の研究

第４章　営業及び受信関係業務の概況

【営業活動の実施状況】受信契約の増加と受信料の確実な収納に向けた取り組み
法人委託の促進、受信契約未締結者に対する民事訴訟、
未払いの契約者への支払督促の実施、新たな手法の開発 等
【受信普及と改善】技術相談、ＮＨＫ共聴の運用 等

第５章　視聴者関係業務の概況

【広報活動】事業運営・放送番組に関する広報
【情報公開】事業活動・財務内容等に関する情報の提供、開示の求めへの対応
【理解促進・意向集約】視聴者交流イベント、視聴者意見への対応 等
【催物】ＮＨＫのど自慢、「恐竜展２０１９」、歳末たすけあい・海外たすけあい 等

第６章　放送設備の建設改修及び運用の概況

【放送設備】ラジオ局の開設
放送設備の更新・整備、オリ・パラ東京大会に向けた設備整備 等
【放送会館等】札幌・奈良・大津・佐賀放送会館の建設工事 等
放送センター建替第Ｉ期工事基本設計の公表

第７章　放送技術の研究

・リアリティーイメージングの研究、コネクテッドメディアの研究、スマートプロダクションの研究 等
・研究成果の活用・公表（研究所の一般公開等）

第８章　業務組織の概要及び職員の状況

【経営委員会】構成（就退任）、議決事項、「語る会」の実施 等
【監査委員会】構成（就退任）、会議・調査報告 等
【執行部】構成（就退任）、理事会の開催
【内部統制】内部統制関係議決、リスクマネジメント、コンプライアンスの推進 等
【組織・業務管理】規程類の管理、業務改革推進、組織改正、人員の状況 等

第９章　財政の状況

資産、負債、純資産の状況、損益、キャッシュフローの状況、収支の状況

第１０章　子会社等の概要

【子会社等の概況】子会社の数、子会社等からの配当、副次収入
【子会社等の管理】関連団体運営基準の改正、技術分野子会社の合併、番組制作分野子会社の合併の決定、外部監査法人による業務運営状況調査 等
【出資・出捐】ＪＯＣＤＮ㈱への出資

第１１章　その他

新型コロナウイルス対策に関する取り組み、ＮＨＫ受信料制度等検討委員会、個人情報保護の取り組み、非常災害対策 等

資料編

年間放送時間、受信契約件数、子会社の概況等、資料５２点を添付する方向で検討

＜参考＞ 関係条文

○ 放送法

（経営委員会の権限等）

第２９条　経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一　次に掲げる事項の議決

イ～ホ　（略）

ヘ　第７２条第１項に規定する業務報告書及び第７４条第１項に規定する財務諸表

ト～オ　（略）

二　（略）

２・３　（略）

（業務報告書の提出等）

第７２条　協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後３箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

２　総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

３　協会は、第１項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

○ 放送法施行規則

（業務報告書の記載事項）

第３０条　法第７２条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　事業の概況（協会の沿革、設立根拠法律、主管省庁名、協会が対処すべき課題を含む。）

二　放送番組の概況

三　放送番組に関する世論調査及び研究

四　営業及び受信関係業務の概況

五　視聴者関係業務の概況

六　放送設備の運用及び建設改修の概況

七　放送技術の研究

八　業務組織の概要及び職員の状況

イ　経営委員会、監査委員会及び理事会の概況

ロ　役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴

ハ　事務所の所在地

ニ　職員数（前事業年度末比増減を含む。）

九　法第２９条第１項第１号ロ及びハに規定する体制の整備についての議決内容及び当該議決に

基づく定め並びに当該体制の運用状況

十　財政の状況（過事業年度に係るものを含む。）

イ　資本の状況

ロ　借入先及びその借入金額の状況

ハ　財政投融資資金、交付金等の状況

十一　子会社等の概要

イ　子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社（子会社を除く。第３４条第３項第４号及び第５５条の３第２号において「関連会社」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、資本金、事業内容、役員の状況（人数及び代表者の氏名）、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容

ロ　協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行つている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの（子会社を除く。第３４条第３項第４号及び第５５条の３第２号において「関連公益法人等」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、基本財産、事業内容、役員の状況（人数及び代表者の氏名）、職員数及び協会との関係の内容

十二　その他参考となるべき事項

（業務報告書等の閲覧期間）

第３１条　法第７２条第３項の総務省令で定める期間は、５年とする。

○ 日本放送協会定款

（経営委員会の権限等）

第１５条　経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一　次に掲げる事項の議決

ア～オ　（略）

カ　第６０条第１項の業務報告書及び第７６条第１項に規定する財務諸表

キ～ヒ　（略）

二　（略）

２～４　（略）

（業務報告書の提出等）

第６０条　本協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後３箇月以内に、総務大臣に提出する。

２　本協会は、前項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、５年間、一般の閲覧に供する。